

定 款

バリュークリエーション株式会社

バリュークリエーション株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、バリュークリエーション株式会社と称し、英文では
VALUE CREATION CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. プレスリリース等、広報活動の支援事業
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業及び情報処理サービス事業
3. 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用
4. コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業
5. コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ及び販売、設置、保有、保守管理及び賃貸
6. 広告代理店業
7. インターネットによる電子商取引事業及び決済処理に関する事務代行の事業
8. インターネット等による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業
9. セールスプロモーション・イベントの企画、実施
10. コミュニケーションマーケティング事業
11. マーケティングリサーチ及び各種情報の収集、分析業務
12. 各種広告物の制作
13. 各種インターネット事業
14. DVDの販売、各種物品販売業
15. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売
16. 有価証券の投資業務
17. 会社の技術、販売、製造等の提携の斡旋
18. 経営コンサルティング業
19. 有料職業紹介事業
20. 労働者派遣事業
21. 古物営業法に基づく古物商及び古物競りあっせん業
22. 中古自動車、中古自動二輪車の売買

- 2 3. 不動産の売買、賃貸及び仲介並びに所有、管理、利用
- 2 4. 損害保険代理業
- 2 5. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400 万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定

する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社は、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに署名または記名押印を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を

もって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他

法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

3 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。